

中小企業投資促進税制

中小企業者等（食品関係企業を含む）が機械装置などを導入した場合に、特別償却又は税額控除が認められます。

1 特例の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（ほぼ全ての業種）で、以下の①～④のいずれかに該当する者

①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、②資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業者、④森林組合等

2 対象設備と取得価額等要件

対象となる設備とその取得価額等要件は以下のとおりです。

設備区分	要 件
機械装置	全て（1台160万円以上）
工具	一定の測定工具・検査工具 （1台120万円以上又は1台30万円以上かつ複数台計120万円以上）
ソフトウェア	一定のソフトウェア（複数基計70万円以上）
普通貨物車両	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%

※ 冷凍ケース、照明設備などの器具・備品や建物附属設備など、この特例措置の対象となっていない設備については、中小企業経営強化税制を利用することが可能です。

3 特例の内容

新品の機械等を購入した場合に、

① 30%の特別償却

→通常の減価償却費に、取得価額の30%分の特別償却費を加えることができます。

② 7%の税額控除（個人事業者又は資本金の額等が、3千万円以下の中小企業者等に限る）

→取得価額の7%分の税額控除を受けることができます。

税額控除限度額は、他の税制特例*による控除額との合計で、事業所得に係る所得税額又は法人税額の20%が上限。上限を上回る場合は翌年度に限り、繰り越すことが可能。

（* 中小企業経営強化税制）

①又は②を選択し、優遇措置が受けられます。

※中小企業経営強化税制のE類型の適用を受ける場合、E類型の投資計画の期間中は本措置の適用を受けることができません。

4 特例の効果

課税所得金額が800万円の中小事業者が、取得価額1,000万円の機械を購入した事業年度の場合

特別償却制度では

初年度の税額負担が45万円の軽減！！


$$\begin{array}{ccccccc} <\text{取得価格}> & & <\text{特別償却率}> & & <\text{法人税率}(\%)> & & <\text{減税額}> \\ 1,000\text{万円} & \times & 30\% & \times & 15\% & = & 45\text{万円} \end{array}$$

※中小法人企業者における800万円までの所得金額に適用される軽減税率(15%)としています。

選択適用



メリット: 投資初年度の負担が大きく軽減され、キャッシュフローの改善に役立ちます。
また、償却期間が短縮されるため新規投資へのインセンティブ効果が高まります。
ただし、初年度以後においては減価償却費が減少して利益が多くなるため、償却期間が終了するまでのトータルの所得税額又は法人税額でみると、納税額は変わりません。

税額控除制度では

24万円の税額控除！！

<中小企業経営強化税制を利用していない場合の例>

法人税額の20%を限度として、取得価額の7%が税額控除されます。

$$\begin{array}{ccccccc} <\text{取得価格}> & & <\text{税額控除率}> & & <\text{税額控除}> \\ \text{取得価額ベース: } 1,000\text{万円} & \times & 7\% & = & 70\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} <\text{課税所得}> & <\text{法人税率}> & <\text{上限率}> & <\text{税額控除限度額}> \\ \text{事業年度法人税額ベース: } 800\text{万円} & \times & 15\% & \times & 20\% & = & 24\text{万円} \text{【適用】} \end{array}$$

メリット: 減価償却費及び償却期間は通常どおりですが、所得税額又は法人税額の控除が行えるため、トータルの税額でみると納税額は少なくなります。

上記の減税額は課税所得や取得価格により異なります。

【問い合わせ先】

林野庁経営課組合事業班 03-6744-2288